



令和2年1月14日
第十一管区海上保安本部

令和元年における海難発生状況（速報値）

○船舶事故等

- 「船舶事故隻数（アクシデント）」：64 隻（18 隻増）、死者・行方不明者数：2 人（1 人増）
- 「インシデント」：17 隻（3 隻減）

特徴：漁船の事故が前年に比べ8隻増加

○人身事故等

- 「人身事故者数」：103 人（1 人減）、死者・行方不明者数：34 人（1 人増）
- 「その他の人身に係るトラブル」：81 人（25 人減）

特徴：マリンレジャーに伴う海浜事故者数が前年に比べ7人増加

★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気等を除く）が発生しなかった海難をいいます。

★「マリンレジャーに伴う海浜事故」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スクーバダイビング等の海浜における余暇活動中の事故をいいます。

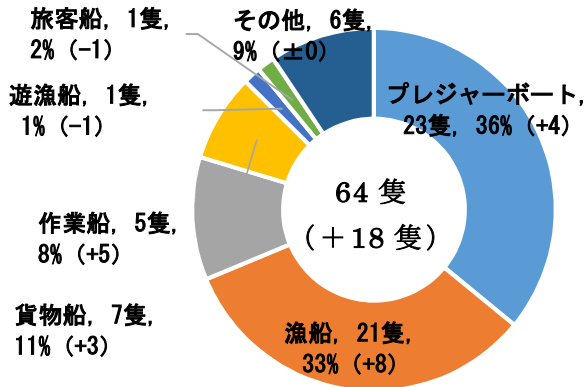
【参考】平成29年までの計上方法※による過去5年間の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
船舶	事故隻数（隻）	113	82	60	66	81
	死者・行方不明者数（人）	2	8	10	1	2
人身	事故者数（人）	185	220	200	210	184
	死者・行方不明者数（人）	76	73	62	63	49

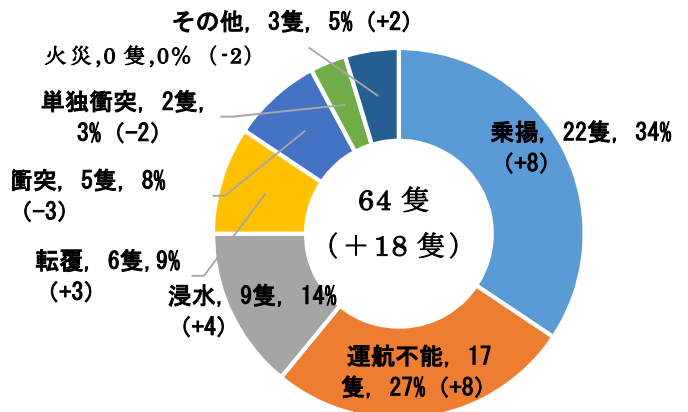
※船舶事故及びインシデント隻数並びに人身事故及びその他の人身に係るトラブル数

船舶事故（アクシデント）用途別等発生状況

【用途別】



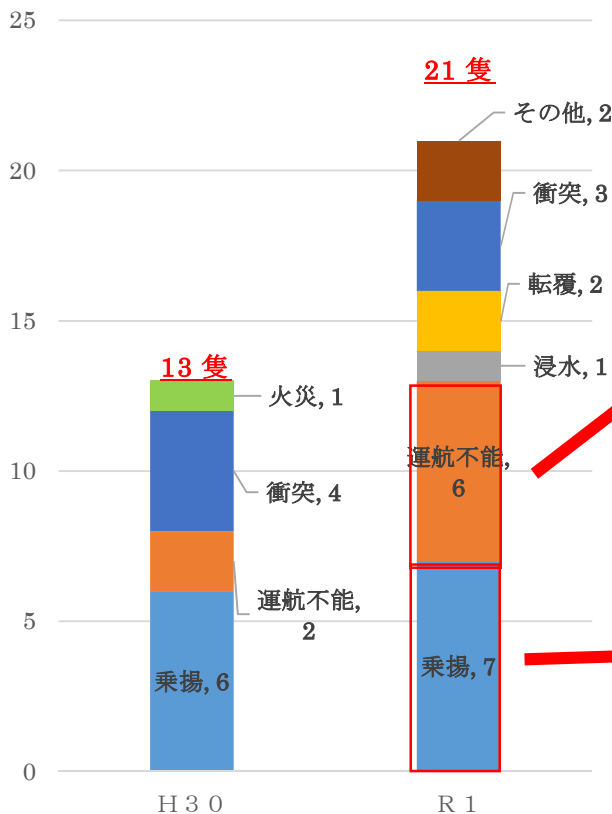
【海難種類別】



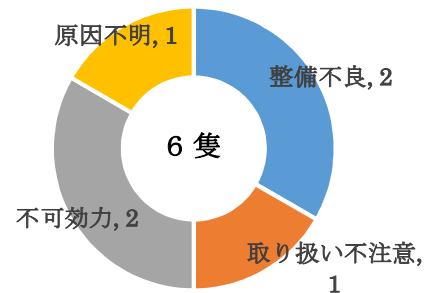
【船舶事故の特徴】

令和元年における船舶事故は前年に比べ約4割増加しました。このうち漁船による事故隻数は前年比約6割増の21隻で、船種別で最も増加しています。漁船の事故種類別では、乗揚及び運航不能が多く全体の約6割を占め、特に運航不能が前年の3倍に増加しています。運航不能の原因は、機関の整備不良によるもの、取り扱い不注意（エア抜きの不十分）によるもの、病気や海中転落の不可抗力によるものでした。

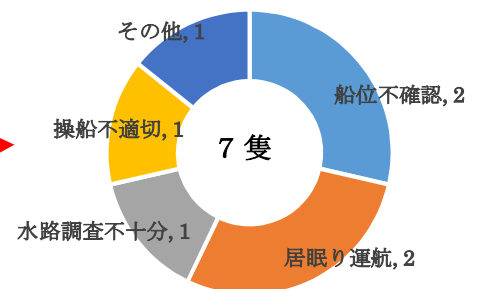
漁船事故の発生状況



運航不能の原因別



乗揚の原因別

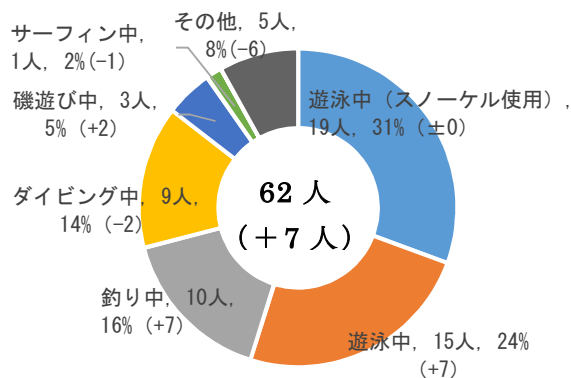
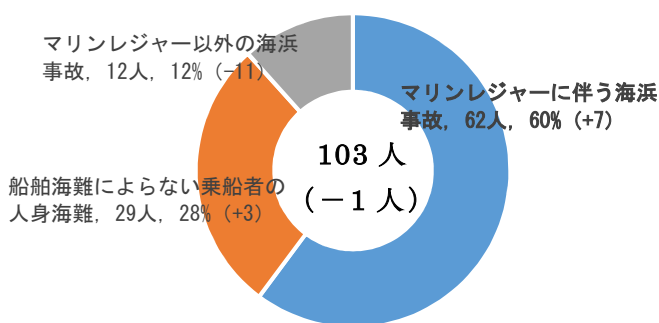


原因別
内訳

人身事故区分別等発生状況

【区分別】

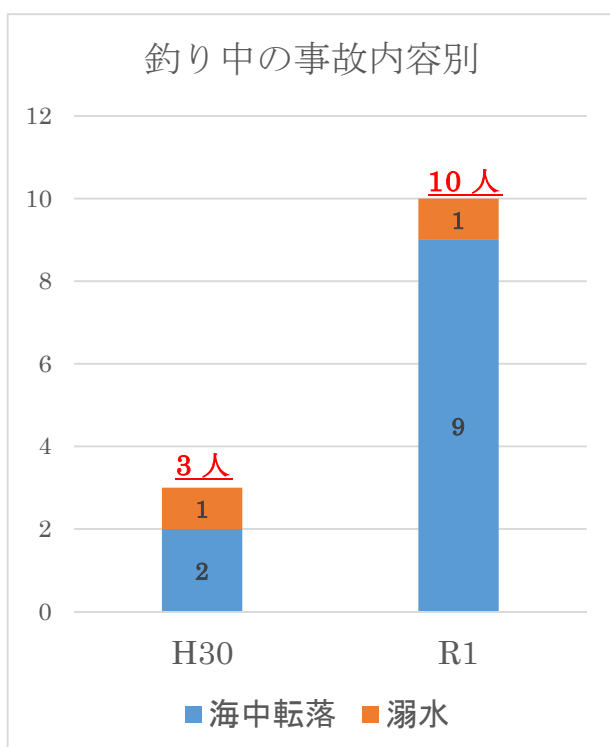
【マリレジャーに伴う海浜事故の活動別】



【人身事故の特徴】

マリレジャーに伴う海浜事故の事故者数が、前年と比べ約1割増加しました。このうち釣り中の事故が前年の約3倍で、活動別で最も増加しています。釣り中の事故では、海中転落が9件と最も多く、前年の約4倍に増加しました。海中転落の原因については、気象・海象不注意や飲酒、病気によるものでした。また転落原因が不明なものうち、2件は波浪注意報が発表されている中で発生していることから、気象・海象不注意と考えられます。

釣り中の事故内容別



海中転落の原因及び波浪注意報の発表状況

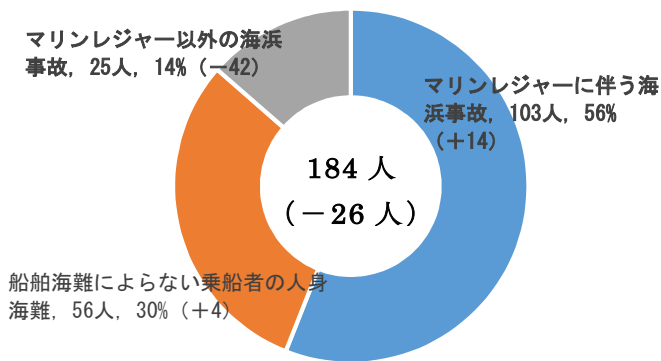
発生日	転落原因	波浪注意報の有無
4月26日	不明	無
4月28日	不明	無
8月20日	飲酒	無
8月23日	不明	有
9月23日	気象・海象不注意	有
10月26日	飲酒	無
11月4日	病気	有
12月14日	不明	無
12月28日	不明	有

マリンレジャーに伴う海浜事故の発生状況
(人身事故及びその他人身にかかるトラブル)

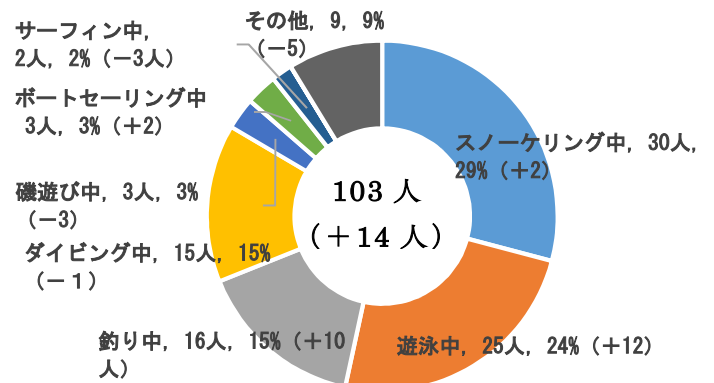
(参考)

従前の計上方法(「人身事故」及び「その他の人身にかかるトラブル」)
による海難発生状況は、次のとおりです。

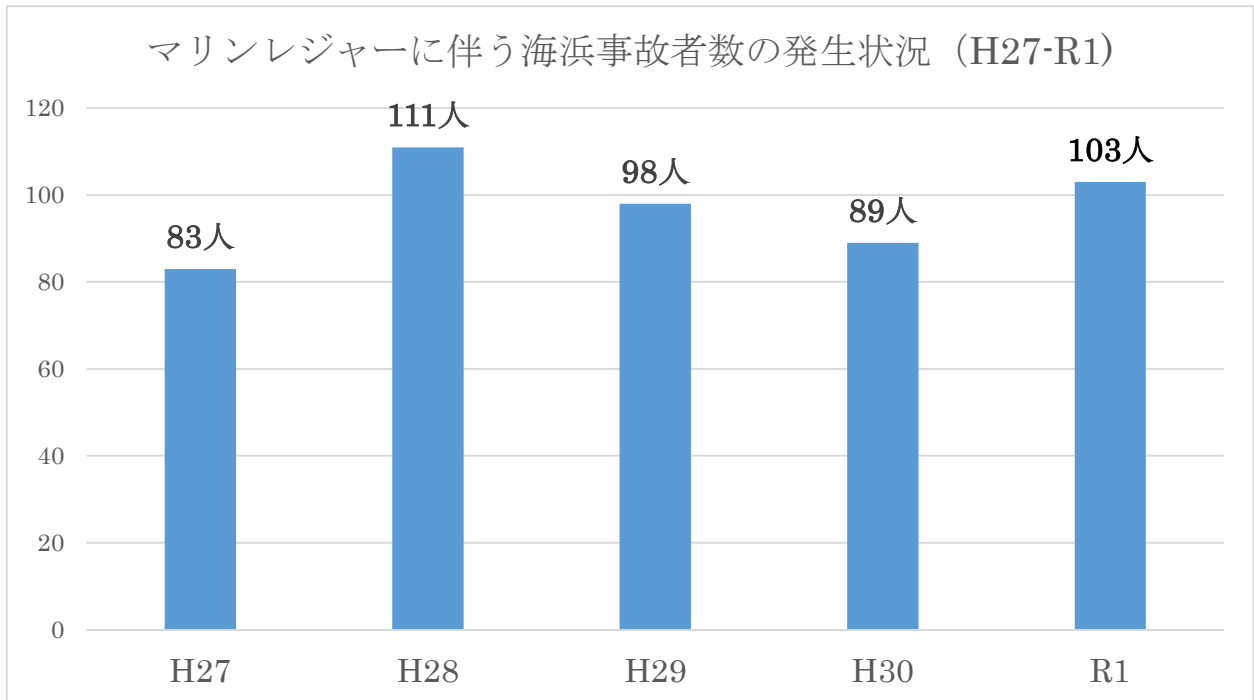
【区分別】



【マリンレジャーに伴う海浜事故の活動別】

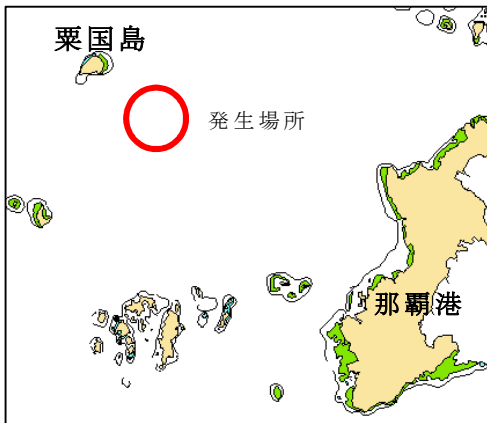


マリンレジャーに伴う海浜事故者数の発生状況 (H27-R1)



主な船舶事故（アクシデント）事例

○漁船の運航不能



1月1日、栗国島の南東約6海里付近において、栗国港を出港し、那覇向けに航行していたところ、急に機関が停止し、再始動を試みるも起動できなかったもの。その後、当庁巡視船により、栗国港港口まで曳航し、港口から僚船に引き継ぎ、栗国港へ入港した。調査の結果、燃料こしきの閉塞による燃料供給不良及び始動モーターピニオンの不具合であった。該船船長に怪我等は無かった。

○漁船の乗揚げ

3月5日、名護市の天仁屋沖合いにおいて、漁を終えた漁船が仮眠を取るため、錨泊を行わず、仮眠を取ったところ、付近の海岸に乗揚げたもの。該船は、後日、サルベージ業者により離礁作業が行われ、離礁後、曳航され定係港に入港した。該船船長に、怪我等は無かった。



主なマリレジャーに伴う人身事故事例

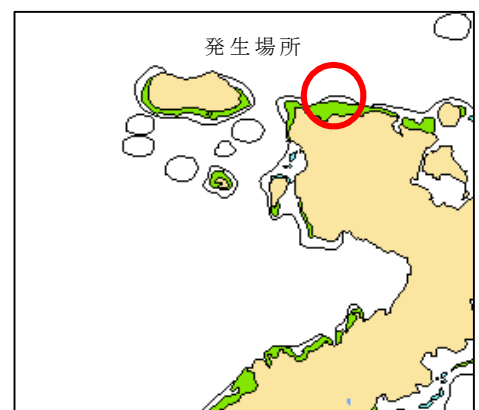
○釣り中の海中転落



9月23日、読谷村の海岸において、50代男性が一人で釣り中に、何らかの原因により、海中転落したもの。その後、当庁航空機が発見し吊り上げ救助し、病院へ搬送されたが、死亡が確認された。事故当時、海上には波浪注意報が発表されていた。また、事故者はライフジャケットを着用していなかった。

○遊泳中の溺水

8月9日、今帰仁村の海岸において、50代男性が遊泳中に沖へ流されているところを一緒に来ていた家族が気づいたもの。その後、搜索した結果、付近の海上で漂流している事故者を発見。病院へ搬送されたが死亡が確認された。事故当時、海上には波浪警報が発表されていた。また、事故者はライフジャケットを着用していなかった。



【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故（アクシデント）」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義しています。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、平成30年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。

ただし、第十一管区海上保安本部管内では、民間救助機関が存在しないことから、令和元年においては、これによる救助隻数はありません。